

令和2年（2020年）5月18日

民生常任委員会 施策研究テーマ
「ごみの減量化について」の提言に対する
市の考え方について

環 境 局

民生常任委員会 施策研究テーマ
「ごみの減量化について」の提言に対する市の考え方について

令和2年5月8日付けで送付を受けました「民生常任委員会施策研究テーマについて（報告）」におきましては、「ごみの減量化について」をテーマとして、民生常任委員会から「ごみ袋の無指定は廃止し、有料指定、単純指定の何れかの指定ごみ袋制度を導入すること」とのご提案をいただきました。

また、委員の方々から、① 総量の縮減について、② 処理のあり方について、③ 収集についての各項目について、様々な観点からの個別のご意見もいただきました。

これらの提言に対し、これまでの取組及び今後の取組方針等も踏まえ、市の考え方について回答させていただきます。

1. 民生常任委員会としての提言

「今年度の民生常任委員会の総意として、ごみ袋の無指定は廃止し、有料指定、単純指定の何れかの指定ごみ袋制度を導入することを要望する」

【市の考え方】

現在、本市では燃やすごみの収集において使用できるごみ袋の規制は行っておりません。しかし、組成分析の結果、燃やすごみの中に資源化が可能なものや食品ロスが多く含まれていることが判明しており、多くの方が利用している中身の見えない黒いごみ袋が、分別排出が徹底されない一つの要因と考えられます。

そのため、今後、分別排出を徹底しリサイクル率の向上を目指す上においては、指定袋制度の導入検討は避けて通れないものと考えております。

指定ごみ袋制度には有料指定袋、単純指定袋、色指定袋の大きく3つの方法がありますが、それぞれ効果の大小のみならず、市民や事業者の皆様へのご負担を伴うことから、今後、他市の状況も踏まえ事業系は有料指定袋、家庭系は単純指定袋の導入を軸に慎重に検討し、市民や事業者の皆様のご理解を得ながら、指定ごみ袋制度の導入を図ってまいります。

2. 個別意見

① 総量の縮減について

- ・ 事業系ごみの削減
- ・ 指定ごみ袋（有料化）の導入
- ・ 処理手数料の見直し
- ・ アプリの利用
- ・ 市民や事業者への啓発

【市の考え方】

本市のごみの総量は、平成に入りバブル経済による大量生産、大量廃棄の時代に右肩上がりに増加しておりました。阪神大震災で人口減少もあり一旦は減少しましたが、その後も人口の回復とともにごみの発生量は再び増加いたしました。その後、リサイクルや環境に対する市民意識の高まりとともに、家電リサイクル法や容器包装リサイクル法などの各種リサイクル法が施行されたこともあり、平成15年をピークに少しずつ減少してきております。

しかしながら、本市のごみの総量は、現状では全国や県内の他市に比べて多く、まだまだ減量が進んでいない状況にあります。その中で、生活系ごみについては一定減量が進んでいる状況ですが、特に事業系のごみ排出量の削減が本市の課題となっております。事業系のごみの組成分析を見ると、資源化が可能な古紙類（紙ごみ）や廃プラ類等の分別排出や適正処理がまだまだ徹底されていない状況です。

このことに対し、ごみの搬入時に展開検査を実施し、不適物が確認された際には排出事業者への指導を行っており、大型商業施設をはじめ事業者への啓発も実施しております。また、事業所から排出される紙類の分別を徹底するよう、モデル事業や古紙回収拠点の設置など、新たな取り組みについても検討しているところです。

一方、家庭系のごみの排出量は他市と比べても減量が進んでいる状況ではありますが、国の目標には届いておらず、さらなる減量を進める必要があります。

その一つの方法としてごみ袋の有料化が考えられますが、昨年度の調査時点における全国の中核市58市中、何ら指定をしていないのは唯一本市だけであり、県内の自治体でも本市と芦屋市、猪名川町の3自治体以外は、何らかの規制を行っております。

今後、分別排出を徹底し、ごみの減量及びリサイクル率の向上を目指す上においては、指定袋制度の導入検討は避けて通れないものと考えております。指定袋制度には、色指定袋、単純指定袋、有料指定袋など様々な手法が考えられますが、いずれも市民の皆様にご負担をおかけすることになり、丁寧かつ慎重に検討を進める必要があります。

また、ごみ処理手数料の見直しについても、平成19年度に見直しを行って以来据え置きとなっており、その間、処理施設に係る経費や人件費の増加、消費税増税などの影響により、現状と乖離が生じております。そのため、ごみ袋の指定袋化や分別処理の見直し、施設整備などとも合わせて、ごみ処理手数料の見直しについても検討する必要があるものと考えております。

ごみの減量については、行政だけが一方的に進めるだけでは達成できるものではなく、市民や事業者の皆様のご協力が不可欠です。それには、啓発はもちろん、市民や事業者の皆様が手軽に取り組むことができる仕組みや、インセンティブも必要です。

令和2年度より、LINEを使った粗大ごみの24時間365日収集受付やチャットボットによる問い合わせ応答機能を新たに導入するなど、世代に応じた施策を検討し、進んでごみの減量に取り組んでいただけるような仕組みづくりも導入してまいります。

② 処理のあり方について

- ・ 芦屋市との広域化
- ・ ごみ処理施設の整備
- ・ リサイクルと最終処分

【市の考え方】

現在、本市では、西部総合処理センターに焼却施設及び破碎選別施設、東部総合処理センターに焼却施設があり、それぞれ分別されて処理が行われております。

西部総合処理センターの破碎選別施設は平成9年に稼働し老朽化が進んでいるため、現在、東部総合処理センターの将来施設用地に令和7年度の稼働を目指し、新しい破碎選別施設の移転整備計画を進めているところです。

また、その跡に建設予定の焼却施設は、芦屋市との広域化も念頭に施設整備計画を進めております。広域化に当たっては、環境負荷の低減やコスト縮減のため可能性を検討していますが、現施設の老朽化も進んでおり、早期に結論を得るよう努めているところです。

燃やすごみと破碎選別施設からの可燃物を処理した後に出る焼却残渣いわゆる焼却灰は、一部をひょうご環境創造協会のセメント化施設でセメント原料として資源化されるほかは、大阪湾フェニックスセンターの広域処分場で埋め立て処分されております。しかし、埋立地の残余年数も限度があり、いかに処分量を減らしていくかが喫緊の課題となっております。

処分場の延命化には最終処分量の低減が必須であり、それには2Rの取り組みを優先し、ごみの発生抑制につながる環境づくりに努めると共に、分別を進め、リサイクルできるものはリサイクルし、また焼却灰の資源化量を増やすなどリサイクル率の向上に努め、最終処分する残渣量を減量する必要があります。

処理施設の整備にあたっては、分別区分や収集形態の見直しも含め効率の高い資源回収を目指し、資源化しやすい方策を検討してまいります。

③ 収集について

- ・ 指定ごみ袋
- ・ 他市（福岡市など）の事例
- ・ 職員の勤務時間、体制

【市の考え方】

本市では現在ごみ収集については7種12分類の分別収集区分によって、約16,000箇所あるステーション方式による定日収集を行っております。その他プラは透明で中身が見える袋、燃やすごみについては指定はしておらず、通常黒いごみ袋でも可としており、もやさないごみとペットボトルはコンテナに直接出していただいております。

そのうち、燃やすごみについては、調査を行った中核市58市中、何ら指定を行っていないのは本市のみとなっております、このことが分別が進まない一つの要因であると考えております。中身が見えない黒いごみ袋は、分別せず何を入れていてもわからないため、リサイクルできるものが多く含まれており、また、先のとがったものや重いものが入っていても中身がわからず収集作業に当たっている職員のけがなどを引き起こすこともあり、安全面の課題もあります。

このことから本市では現在、指定ごみ袋制の導入に向けて検討を行っているところです。導入に当たっては、市民の皆様への費用負担など、様々な影響が考えられるため、市民の皆様のご理解を得やすいように、バイオマスプラスチック製の袋など、環境により優しい素材を使ったものなどの導入についても調査研究してまいります。また、不燃ごみなどで使用しているコンテナについて、お年寄りなどにとっては重く持ち運びにくいとの意見もいただいております、コンテナの軽量化も図ってきましたが、今後コンテナ収集のあり方についても検討してまいります。

ごみ収集体制については、職員の勤務時間及び収集担当地区を見直し、より効率的な収集体制の構築を図ることにより迅速な収集を行い、カラス被害などの対策も図れるものと考えておりますが、それには収集曜日の変更を伴うことも考えられることから慎重に議論を進めてまいります。

ごみ収集については、他市で様々な取り組みが行われておりますが、それらも参考に本市に合ったごみ収集のあり方について検討を行ってまいります。

ごみの減量化については、市民、事業者、行政が協力し合い、一丸となって取り組んでいく必要があります。西宮の豊かな自然と住みよい生活環境を維持し、美しく住みよいまち「にしのみや」であり続けるために、いただいた意見を参考にしながら、様々な施策を展開していきたいと考えております。

以 上